

●香川県告示第202号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成29年7月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 平成29年6月26日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 丸亀市郡家町字重元1437番1の一部
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 6.00メートル
延長 36.59メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。